

処理事例 29 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの

苦情申立て対象機関	下水道部下水道総務課	
苦情申立ての内容	<p>私は、屋内の蛇口から出した水は炊事、洗濯、洗面、トイレ、風呂などに使用した後、地下にあるし尿浄化槽に溜め、家庭菜園などに散水しています。また、屋外の蛇口から出した水も生垣に散水しています。</p> <p>下水道の使用料は水道水の使用量に応じて決まるということですが、私の場合は蛇口から出した水は全て散水しており、下水道を使用していないのに下水道使用料を納めなければならないことに納得できません。下水道の使用料を水道水の使用量ではなく、汚水を下水道へ流す量に応じて決めてほしい。</p>	
調査結果等	<p>下水道の使用料については、下水道法において、「公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。」と定められており、使用料を定める際の原則として、「一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。」、「二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。」等が定められております。</p> <p>下水道総務課の説明によりますと、一般に水道の給水装置（蛇口）から出た水はその大部分が下水道に排除されている状況にあること、また、各家庭の排出口に精度の高いメーターを取り付けることは現状では困難であることから、明石市下水道条例において、水道水の使用水量を下水道に排除した汚水の量とみなして下水道使用料を算定することを定めているとのことでした。各使用者が下水道に排除した汚水の量を厳格に測定するためにはメーター等の設置や維持管理に多大な費用を要することになり、その費用が下水道使用料に加算されることになれば、下水道使用料が「能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。」とする下水道法の定める原則に反することにもなりかねません。多くの費用をかけて各使用者が実際に下水道に排除した汚水の量を厳格に測定することよりも、各使用者の水道水の使用水量を下水道に排除した汚水の量とみなすことによって、結果的に下水道使用者全体の負担を和らげることを優先させた明石市における下水道使用料の算定方法は、現状に応じたより妥当な算定方法であると考えられます。</p> <p>なお、明石市では、使用者は、水道水の使用水量に応じて算定された下水道使用料を支払うしか他に方法がないということではなく、水道水の使用水量と下水道に排除した汚水の量が著しく異なり、下水道に排除した汚水の量以外の水量が多量であって、そのことを自己負担で設置するメーター等により明確に証明できる場合には、排除汚水量の減量認定を行うことも可能であるとのことでした。こうした措置は、下水道使用料が「下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。」とする下水道法の定める原則にも適しているものと考えられるところです。</p> <p>申立人が実際に下水道に排除した汚水の量に応じた下水道使用料の算定を望まれるということでしたら、特例として手続きができることを申し添え、この度の調査を終了することにしました。</p>	
苦情申立ての受付年月日	平成22年（2010年）11月18日	要した日数
オンブズマン面談年月日	平成22年（2010年）11月18日	0日間
市の機関への調査年月日	平成22年（2010年）12月 3日	15日間
調査結果通知年月日	平成23年（2011年） 1月18日	61日間